

国立大学法人東京外国語大学附属図書館長に関する規程

〔平成16年4月1日〕
規則第187号

改正 平成19年6月26日規則第51号 平成27年3月24日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学附属図書館に置く附属図書館長（以下「館長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 館長は、附属図書館の業務を統括する。

(兼務命令)

第3条 館長は、次の各号の一に該当する場合に国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程（平成16年規則第56号）第16条第1項の規定により、学長が命ずる。

- (1) 館長の任期が満了するとき。
- (2) 館長が辞任を申し出たとき。
- (3) 館長が欠員となったとき。

第4条 館長は、教育研究評議会の議を経て、本学の専任教授のうちから学長が任命するものとする。

(任期)

第5条 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該館長を任命した学長の任期を超えることはできない。

2 館長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、館長に関し必要な事項は、教育研究評議会において審議の後、役員会の議を経て学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東京外国語大学附属図書館長選考規程（昭和40年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

平成19年9月1日付で任命される館長の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。